

只見町空き家改修事業補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 1 日訓令第 29 号

改 正

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 16 号

平成 30 年 6 月 1 日訓令第 25 号

平成 31 年 3 月 29 日訓令第 7 号

令和 2 年 3 月 27 日訓令第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内に存在する空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、空き家の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で只見町空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、只見町補助金等の交付に関する規則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 4 号 以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 町内に存する建物で、概ね 1 年以上居住者がいない居住の用に供する戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む。）をいう。

(2) 登録空き家 只見町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成 28 年訓令第 26 号）第 4 条第 3 項の規定により登録された空き家をいう。

(3) 移住 本町外の市区町村から本町に転入し、住民票を異動するとともに、本町に生活の拠点を置くことをいう。ただし、所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任による者を除く。

(4) 定住 10 年以上に渡り生活の本拠を置くことをいう。

(5) 子育て世帯 補助金の交付申請日において、18 歳以下（18 歳に到達して最初の 3 月 31 日までの間にある子）の子どもがいる世帯をいう。

(6) 特定目的活用 滞在体験や地域交流を目的とする地域コミュニティ拠点施設、交流スペース、若しくは滞在体験型ゲストハウス（以下「滞在・交流施設」という。）又は地域の生活環境の活性化を目的とするシェアハウス若しくは子どもの居場所（以下「地域生活施設」）として活用するため、空き家の用途を変更することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受ける事ができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第 1 に定める補助区分に応じ、同表に定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

(1) 補助対象者の同一世帯の者が暴力団員である場合

(2) 既にこの要綱による補助を受けた事がある者

(3) その他町長が不適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める補助区分に応じ、同表に定める事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定める補助区分に応じ、同表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 備品に係る経費

(2) 内容及び目的が明確でない経費

(3) 他の補助金等の対象となっている経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象として不適当と認める経費

3 業者を利用して住宅の改修を行う場合、原則として、町内の施工業者（町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）とする。

4 補助対象経費の合計額が、住宅の改修にあっては50万円未満、家財処分にあっては5万円未満であるものは補助金の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 基本額 別表第2-1に定める補助区分に応じ、同表に定める額とする。

(2) 加算額 別表第2-2に定める補助区分に応じ、同表に定める額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一敷地内の建物又は一の世帯につき1回の交付を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に只見町空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 空き家を取得した事を証明する書類（売買契約等）、又は賃貸借契約書の写し

(4) 住宅の改修に係る設計書及び見積書の写し

(5) 町税等の納税証明書

(6) 空き家の改修に関する承諾書（申請者と住宅の所有者が異なる場合、又は共有名義の場合）

(7) 建物登記全部事項証明書（未登記の場合は、納税通知書の課税明細書の写し、又は評価証明書）

(8) 申請者の確認ができる書類（個人の場合は住民票の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し等）

(9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、只見町空き家改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定にあたり必要な条件を付すことができる。

(申請内容等の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で申請の内容を変更又は中止しようとする者は、只見町空き家改修事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付の決定を当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その内容を承認したときは、只見町空き家改修事業補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更する事ができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、只見町空き家改修事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収書の写し

(2) 改修の状況を確認できる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、只見町空き家改修事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、只見町空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を交付した日から 10 年以内に対象物件を取り壊し又は売却したとき。
- (4) 補助金を交付した日から 10 年以内に対象物件に定住しなくなったとき。ただし、療養又は死亡によるときはこの限りでない。
- (5) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (6) 前 5 号に掲げるほか、町長が不当であると認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、只見町空き家改修事業補助金交付取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、只見町空き家改修事業補助金返還請求書（様式第 9 号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

4 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合の返還を求める補助金の額は、別表 3 のとおりとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 16 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日訓令第 25 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 7 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日訓令第 21 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

補助区分	補助対象者	補助対象経費
空き家改修事業補助金	空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 空き家を取得し、第三者に住居として賃貸しようとする者 町に10年以上定住する意思のある者 空き家を取得してから1年を経過しない者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	木工事、屋根工事、サッシ工事、建具工事、内装工事、外装工事、塗装工事、左官タイル工事、給排水設備工事、エクステリア工事、電気設備工事、省エネ設備工事、外構工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。）等
特定目的活用支援補助金	空き家を取得又は賃借し、特定目的活用をしようとする個人又は法人 空き家の所有者で、第三者に賃貸し、特定目的活用をしようとする個人又は法人 町内の空き家を取得してから1年を経過しない者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	
家財処分費補助金	空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 所有する空き家を、登録空き家にしようとする者 町が賦課する税及び使用料等に滞納が無い者	入居又は住宅の改修、若しくは登録空き家にするために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃

別表第2－1（第6条関係）

補助区分	補助率	限度額
空き家改修事業補助金	1／2	150万円
特定目的活用支援補助金	1／2	150万円
家財処分費補助金	1／2	20万円

別表第2－2（第6条関係）

補助区分	加算要件	加算額	限度額
空き家改修事業補助金	移住し空き家を取得した場合	10万円	
	登録空き家を取得した場合	10万円	
	子育て世帯	子ども一人につき 10万円	30万円

別表第3（第13条第4項関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の90%
2年以上3年未満	交付額の80%
3年以上4年未満	交付額の70%
4年以上5年未満	交付額の60%
5年以上6年未満	交付額の50%
6年以上7年未満	交付額の40%
7年以上8年未満	交付額の30%
8年以上9年未満	交付額の20%
9年以上10年未満	交付額の10%